

＜市営一の谷共同墓地 使用者募集要項＞

市営一の谷共同墓地の使用者募集

1. 募集区画

市営一の谷共同墓地(出雲市今市町 1875 番地 2)内に所在する、別図に示す 5 区画

- ①使用料 140,000 円×1 区画(A-23) ②使用料 140,000 円×1 区画(B-16)
③使用料 140,000 円×1 区画(B-49) ④使用料 170,000 円×1 区画(C-22)
⑤使用料 200,000 円×1 区画(E-3)

※この区画は、前使用者から返還された区画(墓地)であり、新規の区画ではありません。

2. 申請期間

随時募集(※上記の空区画がなくなるまでの期間)

3. 申請対象者

- ① 市内に住所を有する方
② 市内に住所を有して亡くなられた方の親族又は縁故者

4. 墓地の使用条件

- ① 盛土の高さは、地盤から 20cm 以下としてください。
② 墓碑等の高さは、地盤から 2.5m 以下としてください。
③ 囲障の高さは、地盤から 1m 以下とし、隣接する墓地等に支障を及ぼさないようにしてください。
④ 樹木等の植栽をすることは出来ません。

(出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条による)

【注意事項】

- 使用申込は、原則1世帯1申込です。
- 既に市営墓地を使用している方は、申請できません。

5. 使用許可申請について

① 墓地使用許可申請

「共同墓地等使用許可申請書」に以下の書類を添付して提出していただきます。

- 申請者の氏名、住所、生年月日、及び本籍を証明する書類
(例：住民票(本籍記載のあるもの))
- ② ①の提出後、使用料を収めていただく納付書をお送りしますので、納付書に記載の期日までに使用料の納付をお願いします。
納付確認後、使用許可証をお送りします。
- ③ ②の手続き完了後、区画(墓地)の使用が可能となります。

④手続き・注意事項など

- 上記②の手続きが、指定する期日までに完了しない場合は、墓地使用権利がなくなります。
- 手続き完了後は、墓地使用の有無にかかわらず使用料の返還はいたしません。
- 墓地の使用許可と墓地改葬許可は別のものですので、別途申請願います。
- 今後、維持管理料を徴収する予定です。
(時期・金額とも未定です。導入する際にはお知らせいたします。)

6. その他

おたずね・書類の提出(郵送)先

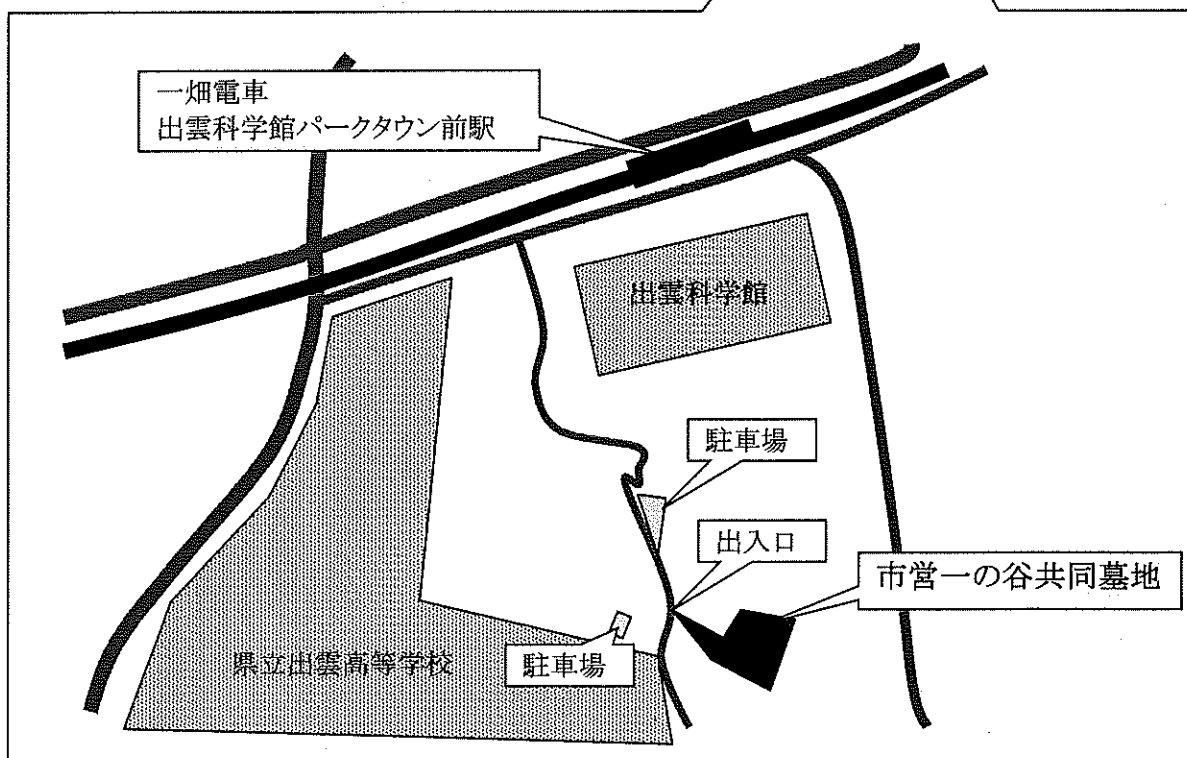
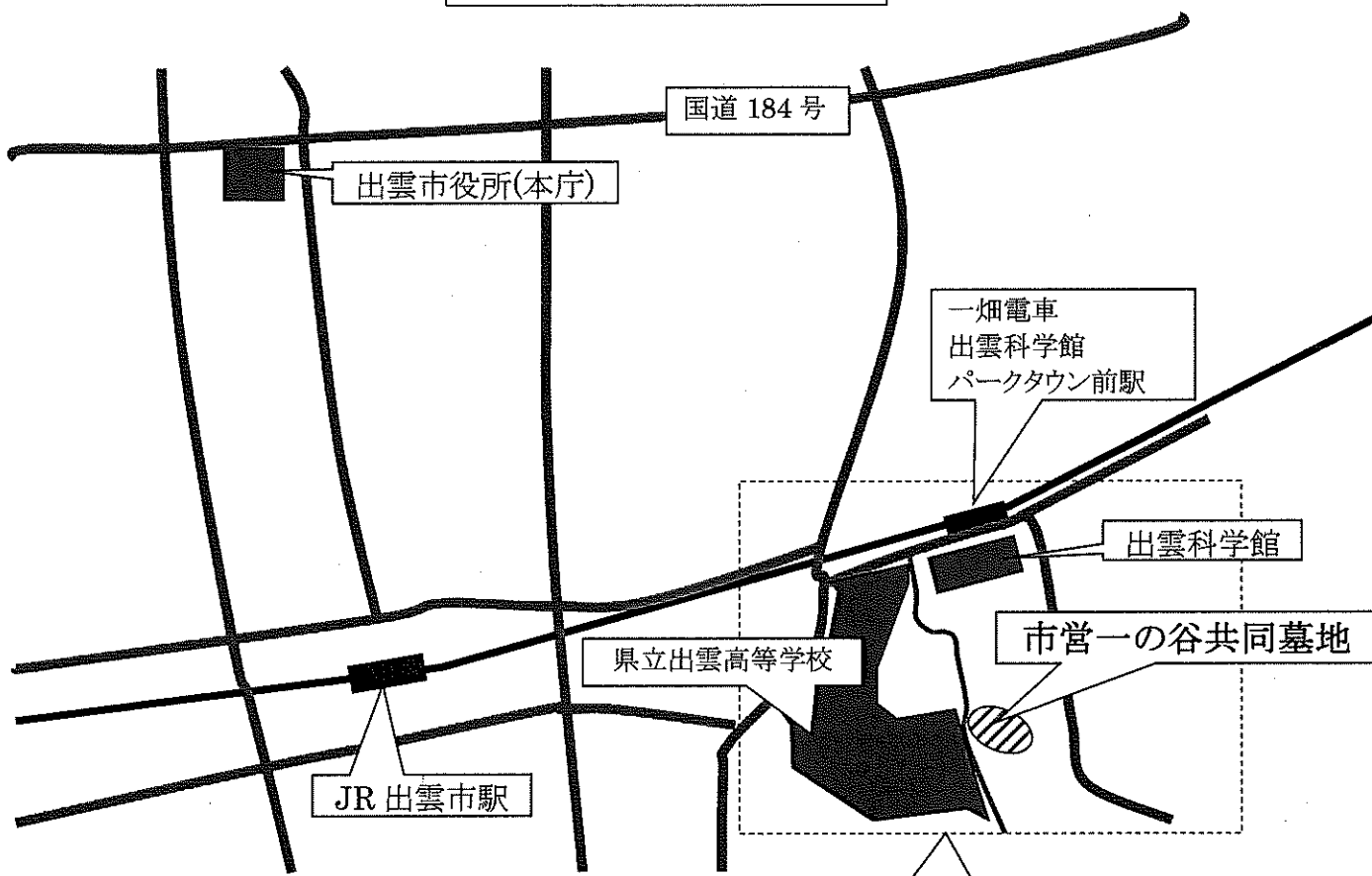
〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市 環境エネルギー部 環境政策課 環境衛生係

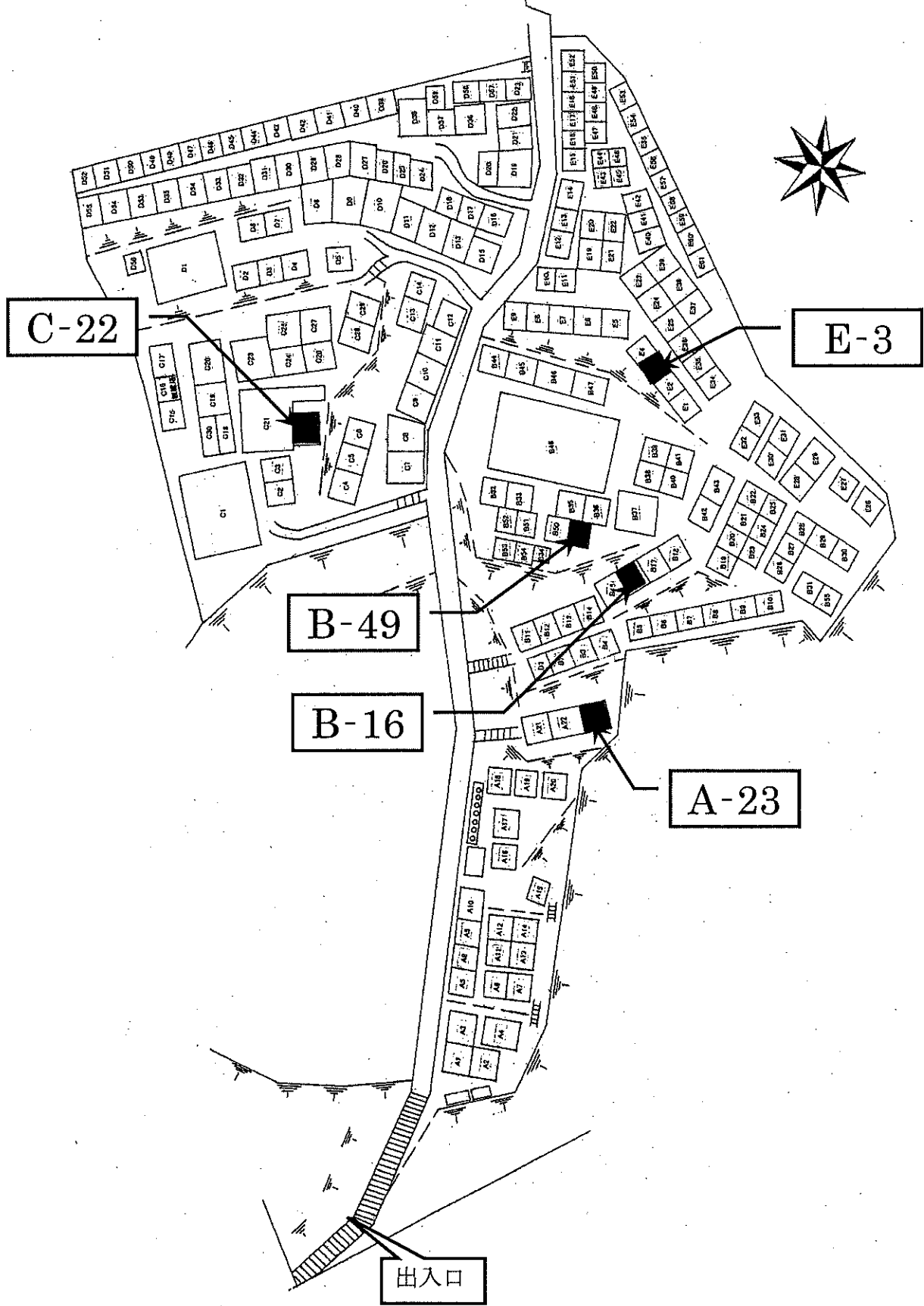
電話:0853-21-6535/ファックス:0853-21-6597

※郵送の場合は簡易書留での受付とします。

一の谷共同墓地 位置図



市営一の谷共同墓地 区画位置図



<面積及び使用料>

| 区画番号 | 面積(m ²) | 使用料(円) | 備考 |
|------|---------------------|---------|---------------|
| A-23 | 2.85 | 140,000 | W1.90m×D1.50m |
| B-16 | 2.61 | 140,000 | W1.54m×D1.70m |
| B-49 | 2.25 | 140,000 | W1.50m×D1.50m |
| C-22 | 3.15 | 170,000 | W1.75m×D1.80m |
| E-3 | 4.50 | 200,000 | W2.00m×D2.25m |

(使用料は、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例第5条による)

様式第1号(第2条関係)

共同墓地等使用許可申請書

出雲市長 様

令和 年 月 日

| | | |
|-------------|---------|-------|
| 申 請 者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 生 年 月 日 | 年 月 日 |
| | 電 話 番 号 | |
| | 本 籍 | |

次のとおり出雲市共同墓地等を使用したいので、出雲市共同墓地等の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定により申請します。

記

1 共同墓地等の名称 一の谷共同墓地 区画番号

2 使用料 円

3 添付書類 住民票(本籍記載のあるもの)